

鉄道事業法

1. 案内情報

手続名	: 列車の運行の管理等の受委託の許可
手続根拠	: 鉄道事業法第25条第1項 鉄道事業法施行規則第38条
手続対象者	: 列車の運行の管理等の委託及び受託をしようとする当事者
提出時期	: 列車の運行の管理等の委託及び受託をしようとするとき
提出方法	: 当事者が連署した列車の運行の管理等の受委託許可申請書を作成し、地方運輸局鉄道部運転保安課、技術課（第一課・第二課）へ提出して下さい。
手数料	: なし
添付書類・部数	: ・管理の委託受託契約書の写し ・管理の報酬その他管理の実施方法の細目を記載した書類 ・受託者が現に鉄道事業を営していない場合には、第2条第2項第10号、第11号又は第12号に掲げる書類
申請書様式	:
記載要領・記載例	: 提出先となる各地方運輸局鉄道部運転保安課、技術課（第一課・第二課）にお問い合わせください。

2. 窓口情報

提出先:	
北海道運輸局鉄道部運転保安課	0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 3 2
技術課	0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 3 3
東北運輸局鉄道部運転保安課	0 2 2 - 7 9 1 - 7 5 2 6
技術課	0 2 2 - 7 8 1 - 7 5 2 8
新潟運輸局鉄道部運転保安課	0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 7
技術第一課	"
技術第二課	"
関東運輸局鉄道部運転保安課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 4 0
技術第一課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 4 1
技術第二課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 4 2
中部運輸局鉄道部運転保安課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 1
技術第一課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 2
技術第二課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 3
近畿運輸局鉄道部運転保安課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 4 0
技術第一課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 4 1
技術第二課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 4 2
中国運輸局鉄道部運転保安課	0 8 2 - 2 2 8 - 8 7 9 7
技術課	"

四国運輸局鉄道部運転保安課 0 8 7 - 8 3 5 - 6 3 6 0
技術課 0 8 7 - 8 3 5 - 6 3 6 1
九州運輸局鉄道部運転保安課 0 9 2 - 4 7 2 - 4 0 6 2
技術課 0 9 2 - 4 7 2 - 2 5 2 0

受付時間：提出先にお問い合わせください。

相談窓口：地方運輸局鉄道部運転保安課
" 技術課（第一課・第二課）

3 . 手続情報

審査基準：「列車の運行の管理について」通達

標準処理期間：9 0 日

不服申立方法：（行政不服審査法の規定による）